第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

私たちが住む地球の恵み豊かな自然と環境は、長い歴史の中で様々な生態系が微妙な バランスを維持することによって創られたものであり、この恵沢は次世代に引き継がな ければなりません。しかし、人類の成長とともに、現代社会がより良い生活を目指した 結果、環境への負荷が増大し、近年では地球温暖化といった地球的規模での環境問題に 直面しています。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念、廃棄物問題、河川や海の水質汚濁、自動車の排気ガス等による大気汚染などの問題を生じさせており、社会経済の持続可能な発展に支障を来たすおそれがあります。更には、地球温暖化の影響によるものと考えられている異常気象やそれに伴う自然災害も私たちの生活からは切り離せない問題となっています。

こうした中、国においては、循環型社会¹の実現に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)、各種リサイクル法²などに基づく取組が進められてきました。また、「21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)」において「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を世界から地域まで広い視野の下に、強力に展開することとされたところです。

本県においては、平成15年3月に策定した第1次広島県廃棄物処理計画(以下「第1次計画」という。)において、廃棄物の減量化目標を定め、各種の廃棄物対策に取り組んできました。また、産業廃棄物の排出抑制等を図る新たな経済的手法として、平成15年4月に産業廃棄物埋立税制度3を導入し、その税収を活用した「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を進めてきました。

廃棄物処理を取り巻く現況は年々変化しており、廃棄物の減量化・リサイクル、適正 処理の徹底などについては、まだ多くの課題が残されています。廃棄物問題は「誰かが 解決してくれる」ものではなく、循環型社会を実現するためには、私たち一人ひとりが 意識と行動を変えていかなければなりません。

これまでの県民,事業者や行政の取組,第1次計画の評価,産業廃棄物埋立税の効果や各種リサイクル法の動向などを踏まえ,循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため,第2次広島県廃棄物処理計画(以下「第2次計画」という。)を策定しました。

¹ 循環型社会:大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、 環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

² 各種リサイクル法:廃棄物の特性に応じて定められたリサイクルに関する法律で,容器包装リサイクル法,家電リサイクル法,食品リサイクル法,建設リサイクル法,自動車リサイクル法がある。

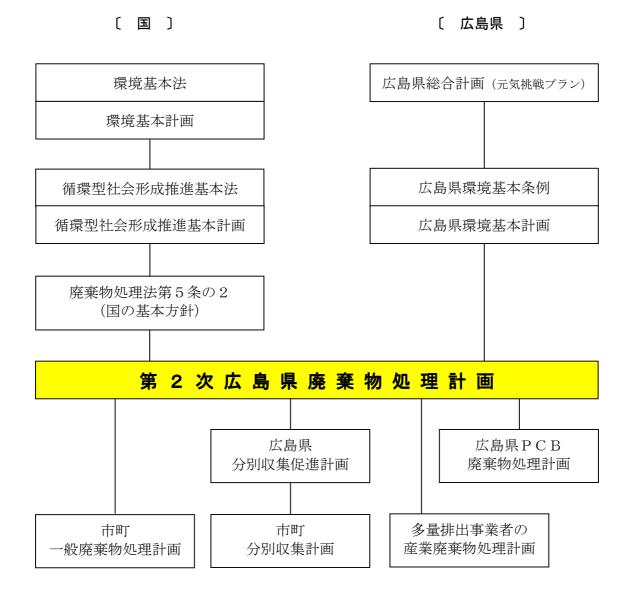
³ 産業廃棄物埋立税制度: 県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するため, 広島県が独自に課税する地方税。税収はリサイクルの推進などの廃棄物施策の費用に充てることとされている。

2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画です。

廃棄物処理法第5条の2に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即したものであり、循環 型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の趣旨を踏まえたものです。

また,広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための,本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町及び県がそれぞれの役割分担において、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進する指針とします。

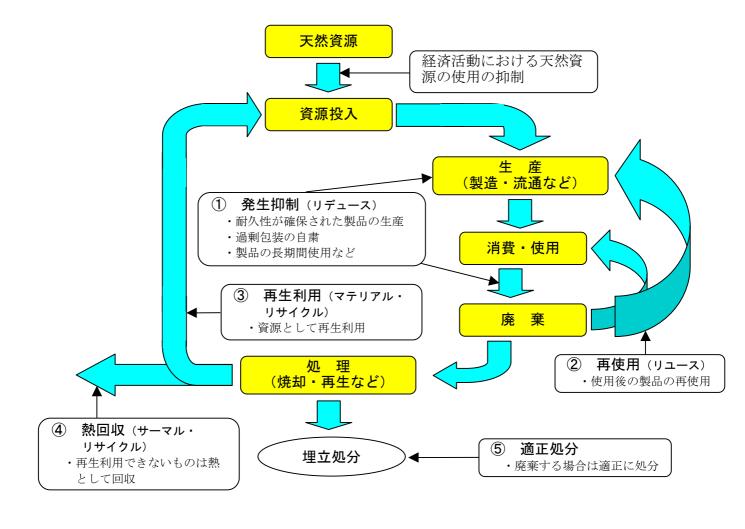


3 目指すべき循環型社会の姿

大量生産、大量消費、大量廃棄といったこれまでの社会経済システムや一人ひとりのライフスタイルを見直し、できる限り廃棄物の発生を抑制し、再使用、再生利用及び熱回収を進めた上で、残った廃棄物については、環境負荷の低減に配慮して適正に処理していく「循環型社会」の実現を目指します。

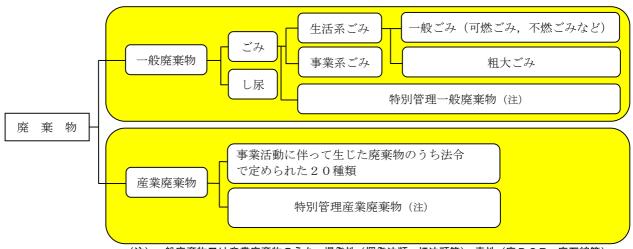
また,この循環型社会の実現を目指す取組は、地球温暖化防止対策にも資するものです。

目指すべき循環型社会の姿



4 計画の対象

この計画は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



(注) 一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性(揮発油類、灯油類等)、毒性(廃PCB、廃石綿等)、 感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成22年度までの4年間とし、平成22年度 を目標年度とします。

6 廃棄物処理計画と市町計画との関係

市町は、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講じる責務を負っています。このため、市町は、一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく分別収集計画を策定し、一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。

この廃棄物処理計画は、市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。